

第6回那珂市住民投票条例検討委員会 会議録

1 開催日時 平成26年11月21日（金）午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所 那珂市役所 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

吉田勉委員長、鈴木富士雄委員、庄司元次郎委員、菊池賢一朗委員
高村忠夫委員、篠原恵子委員

(2) 事務局

市民生活部：部長 秋山悦男

市民協働課：課長 中山悦男、課長補佐（総括）根本実

課長補佐（市民活動グループ長）加藤裕一、係長 照沼克美

4 欠席者

(1) 委員

馬渡剛副委員長、長岡恵子委員

5 傍聴者 1名

6 会議内容

(1) 開会

○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、第6回那珂市住民投票条例検討委員会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

お願いいたします。

○委員長

皆さんどうもこんにちは、めっきり寒くなってきました、今日は幾らか温かいですけども、年末に向けて、非常にお忙しいところ、ご参加いただきましてありがとうございます。

今日は2人方欠席のようなので、恐らく健康の話だと思いますので、寒い中ですが、ご健康に留意されて、よろしくお願ひしたいと思います。

これがですね、今日で6回目ということで、かなり議論は煮詰まってまいりまして、まだ2、3、確定的でない部分もありますけども、かなり皆様方のご協力とご発言でですね、十分な議論ができていますのかなと思っております。

一方で、これからですね、実際議案としてまとめて執行部でまとめていただく訳ですが、12月の議会のほうでですね、大体内容について、中間報告的なことをされるということもありますので、それも含めまして、あらかたの部分は今日でですね大体まとめということになろうかと思ひます。

これまでずいぶん長い間、あるいは時間をかけてですね、議論していただきまして本当にありがとうございます。

あと一步ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして、これからの進行を委員長にお任せいたします。

委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長

はい。

それでは、5回目までのですねまず初めに議論の部分を集約したことについて、ご報告させていただきます。

第5回は11月7日でございます、2週間前ですね。

いろんなご意見ありましたけども、投票資格者についてはですね、D委員の方からもありましたし、C委員の方からもありましたけれども、経費の面からですね、選挙権有する人に合わせた方がいいんじゃないかというご意見もありましたが、あらかたの委員の皆様方はなるべく多くの皆さんに、国の制度改善を先取りした形ですね、取り込んだ方がいいんじゃないかというご意見が強くなった訳で、その方向で今回まとめております。

それから1番の、後半の1番の議論の焦点でありました、成立要件を設定するかどうかについては意見が相反場ということですのでまだ、きょうもその部分が出てきますので改めて検討いただきたいと思います。

それから情報提供につきましては、行政あるいは市長がですね一方的に情報提供するというのも当然必要なんですけども、一方的というよりむしろまちづくり委員会と既に、那珂市のほうでは充実した組織がありますので、こういった組織の皆さんにもご協力いただいて、機運の醸成あるいは注意喚起といいますかですね、そういったことをしていただくという、そういう情報提供のやり方についてご議論いただいた訳です。

大体、概ねそういったことで幾つか論点がまだ煮詰まってないところもありますけども、今回、成案が出てきておりますので、それは後程ですね、ご説明いただいて議論ということがあります。

まず今日はですね、前回のある意味、皆様方には大変恐縮ですが、宿題ということで、皆様方がですね、これまで議論を通じて、あるいは自分なりに考えている那珂市として、住民投票制度、これどういう形がより望ましいのかということについて、ご検討をいただくということで、ご検討いただいたと思ひますので、今日それはですね、皆様方から一言ずつご意見いただきたいと思います。

まず私の方は、すでに今日の資料3ページにありますような、私は住民ではございませんが、情報はいただいておりますし、すでにある、那珂市ですね、まちづくり基本条例、あるいは、那珂市議会基本条例といった、基本となる骨格である制度から導き出されるのが住民投票条例だという認識しておりますので、そういう意味で、3ページの図にあるような形

で、今回の制度の創設がですね、かなり議論されてきているんじゃないかというふうに、今思ってもそうですし、最初からそんなふうにも考えていた節もあります。

ということで、考え方はそんなことです。

主には、まずは那珂市だけじゃなくてですね、全体的に言うと2元代表制があって、それが基本の地方自治制度ですので、そこにまず1番大事な権限があるのは当然なんですけど、それに関して住民に直接意見を聞くという住民投票条例制度と絡めるか、どう位置づけるかということが大事だった訳です。

それに関しては、よく熟議といいますけども、議論した上で、そこに入ってくるという意味で、全国的では珍しいですけども、市長が提案したときには、議会の意見を聞く、議会が提案したときは、市長の意見を合わせて聞くということですね。

それぞれの二元間の議論が大事だということになっております。

今日また後でお話するかもしれませんが、住民の請求についても、そういったことがもしかしたらで必要なのかもしれませんが、そのあたりは後でご議論いただきたいと思います。

それから、二者択一についてはかなり、これは皆さん方が強い意見があって、執行部としては、あるいは議会としては住民に聞く以上は、少なくとも二つぐらいまで絞りに絞って、議論し尽くしてそれで提示すべきじゃないかという意見があるので二者択一となっている訳です。

これはもう既に議会基本条例その他から導き出されるものであります。

それから、先ほど言いましたように情報提供につきましては、既にある住民の組織にご協力いただくということも、まちづくり基本条例の中から導き出される論理かと思えます。

そんなことが、那珂市の特徴かなと思っておりますが、これは私の何といいますか、住民でない私の意見でありますので、皆さん方から那珂市のこれまでの政策あるいは政治あるいは行政ですね、住民活動そういったものを踏まえて、1番住民が直接意見を入れるこの新しい制度について、どんなふうなことを期待しているか、あるいはどんなふうにあるべきかということについて、改めてですが、この場において今までの議論も踏まえた形でまとめていきたいと思っておりますので、ご議論ご意見をいただきたいと思います。それでは、どなたからでも、お願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

はい、D委員どうぞ。

○D委員

私は、今回のこの委員会については、市長からの依頼ということで、まちづくりを代表してという立場で参加させていただきました。

ただ、まちづくりの参加の前提で、いろんな自治会長等、意見を交えて、約2カ月間やってきたんですが、自治会長の判断では、今の那珂市のまちづくり基本条例がありますね。

それが実は4年前にも同じような論議をした訳なんですけど、綺麗な文言で書かれているんですが、余りにも、現実離れした、いい文章というんですか。というようになってるんで、現実はそのほど、やさしいものではないよ。ということ、自治会を代表した上で必ず言ってくれよ、と言われてました。

当初、まちづくり委員会ができたときは、創ろうとしたときには、格好よく自治会加入は

増えるよ。とか、こういうことをやれば増えるよ。と提案して条文を作った訳なんですけど、現実に、当時の理事会、区長制度の加入率と、自治会になってからの加入率は、菅谷地区では10%落ちているんです。

当初、区長制度のときは平均75%。

ただし、4年間たっても今、考えると、65%を切っているのが現状なんです。

ですから、これはなぜかって言うと、まちづくり条例が入会を性善説にのっとりた入会方針でやったもんですから、全然、罰則がないんですね。自由に入れるよ、というふうなことでかっこ良く作ったんですが、逆に、自由に抜けることも自由になったんです。

加入しないことも自由になったということで、だいたいその辺は今度の条例の中でも、何とかそれを戻すようなことがやれば、ありがたいなということで私は、委員会に臨みました。以上です。

○委員長

はい。

今、まちづくり推進基本条例についても言及いただきまして、もちろん自治会を抜けるのは罰則とはなかなか難しい制度だとは思いますが、ただおっしゃる趣旨は、皆さん、入っていただいて盛り上げていくのは大事だと思いますので、D委員としては、自治会活動がより強固なあるいは活発なものにするような一つとして住民投票条例を認識しているということです。

そういう意味で非常に、要するに住民の意見を表示するのは、住民投票条例ですけども、住民がその前提として、自治会組織などで活発的な活動あるいは加入して皆さんといろいろな意味で懇意にさせていただくとか、そういうのが無いと、なかなか住民投票って難しいんじゃないかって、いうそういう認識ですよ。

自治会とか住民組織側から見た住民投票条例のあり方について、そのために住民と組織が強固なものである必要がある、というようなご意見で非常にバランスのとれたご意見だと思います。

あと、その次の方いらっしゃいますか。

そういう意味では住民組織が強固だと言うのはここで具体的に言うと住民投票の中でどういうふうに反映したらいいかっていうことですけども、これについては、前回私の方で住民組織の方にも広報とか、あるいはそういったものを担っていただくというふうにちょっと考えたんですが、あるいはそれ以外で、何か住民組織を強固にするという形で住民投票制度を作るための何か手立てがありますか。

○D委員

実はそれがほとんど無いんですね。

私の方の菅谷地区の自治会、17自治会あるんですが自治会長と個別に面談をして、情報貰っているんですが、今の住民情報条例で、自治会の加入率が上がるような施策が、案があれば、やりたいんだがっていう話を提案しても、今の自治会の中ではほとんど案がないというのが現状です。

○委員長

例えば住民投票できる権利を那珂市民が得たっていうのは、住民加入率に結びつきはしないですか。

○D委員

今のところまだ、そこまでいってないですね。

○委員長

それを結びつける何かでいいアイデアがあればいいですよ。

1点確認しますと、住民組織が、今回の資料に後で出てくるんですけども、市長だけでなく行政だけでなく住民投票についての情報提供の媒体として、機能していただくという位置づけを今しようかなと、なってる訳ですがその辺りについてのご意見はいかがですか。

○D委員

実はこれも論議の中に出たんですが、確かに、住民に意見を聞くことは大変いいんで、やろうとしてるんですが、住民が先ほど言いましたように、菅谷地区は50%しか加入率がない地域が幾つもあるんですね。

50%満たないということは、半分はもう全然関係ない、我々の意見が言えない、まちづくり側で意見を収集しようとしても、情報すら入らない住民が半分いるんです。

○委員長

はい。

○D委員

ですから、それをどういうふうにかして、数%でも上げられれば、幾らかでも情報も入ってくるんじゃないかということで、住民投票実は、期待しているんですが、あるいは、こういうことをやれば、あるいは住民がいくらかまちづくり側へスタンスを変えてくれるのならば、大いにいいんだろうというふうな意見もありますので、そういうふうな方向に持っていければ、ありがたいなと思ってます。

○委員長

はい。

ちょっと確認ですけど、前回もやりましたけど、資料先走って説明しますけど、46ページですね、46ページに、これはD委員のご意見を踏まえて作ったところであるんですけども、今日の資料ですね。

今日の資料の46ページ。

45ページ46ページには、情報提供ということで、余りこれ他の自治体は例はないんですが那珂市としては入れているわけですが、市長は市民投票実施するときは、議会及び、市民自治組織とともに、いろんな情報提供媒体を活用して、必要な十分な情報提供を行うと。

これ書き方は後で変わるかもしれませんが、そこに主役として、市民自治組織って書いてある訳ですが、ここの部分はどう思いますか。

○D委員

この条文が入るとやはり自治会側も、自分らの意見が言えるのかなという期待はしているようです。

○委員長

意見も言えるし、住民投票の機運醸成のために、一躍買っていただきたいということを、この条例は書いてある訳ですが、それはいかがですか。

○D委員

自治会側でも、これが条例として成立すれば、なんとか地元を盛り上げて加入率を上げるためにも、ぜひしたいというふうな話は数名の自治会長から言われております。

○委員長

はい、ありがとうございました。というご意見でした。

その他の方はいかがですか、ご自分のご意見ですね、はい、E委員。

○E委員

私が条例を作るに当たっての基本の姿勢は二つありました。

一つは、市民、議会、市長がそれぞれの立場を尊重しながら、協力し合い、市にとって1番よい結論が導き出されるような条例であることが、大事だと考えました。

二つ目は、那珂市の近年の投票率の低下が大変懸念されるところで、市民が政治に参加するきっかけになるような条例づくりを目指しました。

以上です。

○委員長

はい。

そのまま条例の前文に使ってもいいぐらいのすばらしい規定ですが、確認です。

最初の市長、議会、市民がそれぞれの立場を尊重しながら、すみません、もう一回お願いします。

○E委員

協力し合い、市にとって1番よい結論が、導き出されるような条例としました。

○委員長

市にとって1番良い結論が導き出されよう制度ですね。

はい。

そういう意味で今おっしゃられた二つですよ。

2番目は市民の政治参加のきっかけっていうことですね、今、検討されている部分についても、かなり反映されていますよね。

○E委員

そうですね、

○委員長

その二つについて、こういうのがあればという感じがありますか。

今も検討されている、中身ですね、例えば尊重し合いっていうのは、市長が住民投票したい場合には議会の意見を聞く、議会がやるときに市長の意見を聞くというのは、尊重し合いの部分になってきますね。

○E委員

はい。

○委員長

もうひとつ、市民の請求する際に、議会や長が関係なく、ストレートにいっちゃうことについてはどうですか。

○E委員

これは、市長の権限で、議会と市長が話す必要があるどうか。

住民が請求して、5分の1以上のときですね。

住民発議のときですね、普通でしたら、市長の決裁でできるんですよ。

はい、独断というか、そこで議会も入れるかどうかですか。

住民の請求したときにね。

これ今までの私たちの取り決めでは、議会を入れるとは決めてなかった。

じゃ今から決めるかどうか、

○委員長

確認なんですけど、三者がそれぞれ尊重し合いというのは、長は議会を尊重します。

議会は長を尊重しますが、市民の部分が抜けていたりするんですよ。

その辺は別に、今のままだでも、今言われてた1番目の趣旨が貫いていけばいいのかなと思います。

○E委員

そうですね。

議会は他の自治体に比べて、那珂市の場合、ずいぶん面目を保っているような、工夫をしたと思いますよね。

今、委員長さんの試案の検討していただきたいというあれが出てきましたよね。

投票の措置のところですね。

はい、そういうことも他でないことをやってまして、ずいぶん議会のことは考慮に入れたと思うんですね、

○委員長

はい、わかりました。

○E委員

だから今最初に言った分は大分クリアできたんだと思います。

○委員長

はい、わかりました。

今のことについて何か質問ないですか。

はい、C委員。

○C委員

私も、前回の宿題だっということ、ちょっと考えてみたんですけども、最近はですね、市の情報の開示、それから住民との対話、議会改革なんかについても、私としては市政を随分身近に感じております。

市報見たり、それから市議会だより、そういうのも随分中身が変わってきたような気がします。

それから、市長自ら出てきてふれあい座談会なんていうのもやるようになってきて、市政に対しては近親感を覚えてきました。

住民投票条例っていうのは、市長や市議会、それとは別に異なる観点から、市民が参加による市の将来を決めるための、重要な選択肢の一つ、というふうに考えまして、市長と市議会からこぼれたような、それとは別の、もう一つの選択肢として重要だなと、というようなふうに感じて捉えました。

あと、これは、また戻るようになっちゃいますけれども、常設型か個別型かっていうことになると、個別型を検討するっていうことは、こういう検討委員会はない訳であって、市長からの諮問の通り、常設型で進めなければいけないと、いうふうに思います。

○委員長

以上ですか。

○C委員

ええ。あとは、前々回ですかね、投票の対象事項の具体例という中で、原発再稼働とか市町村合併の話、市側のほうから説明を受けたかと思うんですけども、当面の課題として那珂市としてもしあるとすれば、私が想定できるのは、原発再稼働問題、それから、その後で、順位として2番目には、市町村合併問題ぐらいかなと思います。

いずれにしてもこういうものっていうのは、次の世代、次世代を担う若者に大きな影響があるよう事案だというふうに考えますんで、私の持論なんですけれども、18歳から、とか、外国人を広く入れたいというようなことを考えて、こちらに応募したっていうか、そういうことです。

以上です。

○委員長

はい。

その重要なテーマの例示もありましたけども、そういう重要なテーマについてはなるべく若い世代の意見も反映できるようにという意味で一貫してC委員はそのようなことを前からおっしゃっていました。

そういうことですよ。

ですから、C委員のほうではなるべく幅広く、いろんな意見、先ほど冒頭には、市が行っている座談会などについても、触れ合いが増えてきたっていうご意見ありましたけども、その中の第3の選択肢といいますか、長や議会以外の選択肢として住民の意思を表示するということが重要だという意見があって、そもそも常設型を議論するということについても、いささかの議論もないというご意見もありました。

それから原発再稼働あるいは住民投票ですが、原発再稼働がもし仮にテーマになった場合に留意すべきことはありますか。

例えば、市に再稼働といっても、専門的な事があったりして、18歳以下の人がなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、そのあたりについて留意すべきことはありますか。

C委員の今の考え方で。

○C委員

情報提供は、市とかそれなりのところから出てきてそういうものを検討して、○にするか×にするかっていうことになると思うんですけども、実際のところ私どもも新聞で読んだ内容とか、ニュースで聞いた内容、あるいは福島で避難してる人の話を聞いたりとか、そういう情報だけですので、18歳の人でも、20歳過ぎの人でも情報レベルというか判断基準については、差はないというふうに考えております。

○委員長

はい、わかりました。ありがとうございました。

その他のお二方、B委員から。

○B委員

E委員とC委員にほとんどお話しされてしまったことなんですけども、また別個に先ほど出ました住民投票条例の重要性とか必要性、もう少し議会とか、市長さんはともかく、議会の方に伝わればな、ということで、東海第2原発の再稼働それから自治体合併の問題で条例が活用できればという海野市長の言葉も当初あったんですけども、このようなものに対して、住民に問うことができる住民投票条例、住民投票ができれば、住民の思いや願いが反映できるということで、住民は助かるんですけども、那珂市の住民の意向を議会あたりが、もう少しわかってくれるような、だといいなというような条例になるといいなということで。

何を言いたいかという、再稼働の可否に関しては、那珂市にその権限はありませんとか、市町村合併に関しても合併特例法、2004年ですね、施行されてからは、もう、対象にありませんという、住民投票必要なとする市議会議員も中にいるということ聞いたんですね。

そうなるややはり、そういうのがやはり市議会議員の中でも、もう蔓延しているんだから、常設型の条例は必要ないから今やってることは無駄だよと、近所の市議会議員にも言われたんですけど、そういう情けない思いをして。それを言っちゃおしまいだよ。

やっぱり備えあれば憂いなしで何かしらの条例を作っておけばいいじゃないかなということで、議会議員にも条例の良さですね、そうしたものを判ってくれるような条例であって欲しいなと。

いうことで今まで頑張ってきたんですけども、またその一言でなんかガッカリしちゃって、どうしたものかな、ということです。

やはり市民の声、市民の総意であるということ、これを条例を議会に話せばわかるわけですけども、その辺も踏まえてね、もう少しこう、真摯には考えてくれるんでしょうけど、そういったところで願いを込めて条例が生きてくれるようにということです。

○委員長

はい、ありがとうございました。

すみません、またガッカリさせちゃって。また、がんばりたいと思います。

非常に大事なこと言っていただきましたが、議会が分かってくればってというのは大事なことから、分かってくればってということなんですけども、そのためには何か条例上の工夫ってというのは、こういう準備をいろいろ皆さんやったつもりですが、何かその議会になるべく理解してもらいたいとか、あるいは議会が住民投票をうまく活用して議会の議決に結びつけて

欲しいとかそういう工夫はないか、もしアイデアがあればまだ間に合いますので、意見をいただければと思うんですが。

○B委員

とにかく市民の声というのは、議会の議員の俺たちが聞いているから、その条例作ることはなくて、何かの話題にしても問題にしても、議会が提案するからいいというような、話ぶりで言われたんですね。

その辺でちょっと、本当にインパクトの強い条例にしないとダメなのかなと。

○委員長

そうですね。

インパクトが強いとは、どうでしょうかね。

どうぞC委員。

○C委員

議員を選ぶのは、その人を選ぶというか、その人となりその人の政策、そういったものを選ぶんであって、トータル的な評価で選ぶ形になるかと思うんですけども、原発をやるかやらないか、合併するかしないか、そう1点に絞ってやるものっていうのは、また議員を選ぶ判断基準とは違うと思いますので、そういったところ、何か議員さんにわかってもらえるようなことがあれば、本当は市民はこういうふう考えてるんだよっていうのを議員さんも、知りたいと思います。

それだけの〇があるのか、いやないのか、そういうものによって議員も自分の考えを変えるとかじゃないですけど、そういう考えもあるのかというふうに、できるっていうことを議員さんに理解してもらえないような形のもの何か上手くあれば、と思いますけどね。

○委員長

はい、ありがとうございます。

そうですね。

確かに議員は、全人格的に選ばれている訳ですが、投票はワンテーマですからね。

それに基づいて市民がどういうふうに生の声を聞く制度として、この住民投票ですけどね。

それがどういうふうに理解していただけるかっていうことですかね。

ありがとうございました。

次はA委員。

○A委員

はい、資料、市役所の方からいただきまして、読んでみたんですけども、我々、何回か集まって、話し合いをした結果がまとまったかなということですが。

ただその、やはり那珂市としての市民投票、市民投票制度の特徴っていうのは、那珂市協働のまちづくり推進基本条例と、那珂市議会基本条例の2つから成り立ってるっていうことしかないと思うんですね、特徴として。

あとはその具体的な手法については、今まで、他の市町村がやってきたもの、張り合わせたと、そういう感じかなというふうに思うんですね。

それと9月ですか、9月の定例議会の小宅議員の一般質問で、市民投票条例についての質

問があったんですね。

それは4、5回見たんですけど、部長の方も答弁してましたけども、見まして思うのはやはりその市議会としては、この制度については、余りいかななものかというふうなものを感じてるなというふうなことを感じました。

私としてはですね。

何が足りないかって、考えたんですけども、やはり、この制度をですね、監視するものがないんですね。この制度を監視する機関がないんですよ。

ですから、市長と議会は、一生懸命、切磋琢磨して話したんだと、誰が判断するのか。

議員は、市民に対して、こういうふうな説明をして、こういうことをやったんだよと。

じゃあやっているなど、誰がそれを見て判断するのかなっていう、そういう機関がないので、できれば、住民投票条例の監査ですか、監視員、これを設置して、それが全体を見みながら推進状況、告知状況、そういうものはちゃんとやってるのかっていうものを見る組織があれば、いいかなと、いうふうに考えました。

以上です。

○委員長

今新しいアイデアですけれども、その制度を監視というか、評価するといいますか、具体的にどんな初めて聞いたのであれですけど。

大事だと思うんですけど、もうちょっと詳しく、その辺お考えがあれば。

○A委員

構想としては、市民投票する前に、その監査委員、委員会にですね。

監査請求する訳ですね。やれるかどうかちょっとわからないですよ。

そして、監査委員会は、この市民投票の案がですね、適切なのかどうかっていうことをまず答申すると。

ですから市長なり、発議者ですか、住民の代表、代表者、なり議会なりが、この住民投票の案について、監査請求をして、監査委員会がそれを答申すると。

それをもとに、まあ強制力がないと思うんですね、強制力はないけれども、答申してやってというようなことをやったらいいかなというふうに思うんです。

○委員長

それはあれですか、今、住民投票の実施を請求できるのは市民と長と議会ですよ。

それぞれについてですか。

○A委員

そうですね。

○委員長

それぞれが請求したり、議会がやりたいよとか市長がやりたいよって言った場合に、本当にやるのは、ふさわしいかどうかっていうのを判断する機関という意味ですか。

○A委員

判断するとか、意見を聞いて。

○委員長

はい。

○A委員

意見に対して。

○委員長

これは前にも第3回目ぐらいにもあったんですけども、その市長がやる時とか実施する時は市の外部の専門家機関みたいなものを意見を聞いてやるという意見もあったんですが、それは結局、市長がお手盛りでつくる委員会だから、余りよろしくないんじゃないかという意見があって、立ち消えになった訳です。

それとは関係ありますか。

○A委員

そのときは私休んだんです。

○委員長

そうですか。

○A委員

その一件は判らないんですけど、やっぱり誰がこれを監視するかっていう、そういうのが全くないと思って。

○委員長

監視っていうのはあれかもしれないですけど、その判断ですかね、評価ですかね、監視というとは何かあの。

○A委員

ちょっとそれはあの、適正に行っているかどうかっていう意味は監視ですから。

○委員長

適正に行っているかどうかっていうのは選挙の投票数が間違っていないとか、そういう監視ではなくて。

○A委員

その住民投票の発議、これについて、こういう委員会があって、もちろんその公募ですけども。

○委員長

まさに議論したんですよ。

それ議論したんですが、それについて、E委員の方から意見がありましたよね、外部の委員会か何かにふさわしいかどうかっていうことを判断してもらおうという意見について、意見言われたことがありましたよね。

○E委員

市長が発議したときに、そしたらそのままストレートに、条例に行くのかって、それを相談相手じゃないけども有識者会議を設置して、するかということも出たことはありまして、でも、結局、みんなの意見でそれはいらないと、市にもそういう部長さん達、課長さん達、いっぱいいるんだから、市長単独で独裁はやってないだろうからということで、市長は、たった1人で決める訳ではないと、代表が市長って意味でね、市役所全体の意思っていう意味

で、市長だと思うんですよ。

○委員長

はい。

○E委員

トップだから、責任者という形で。

○委員長

そのこともあって、市長が発議するときは議会に協議して意見を求めてやるっていうな形にそれがなったんだと思いますね。

○A委員

市長なり、市役所っていうのは、議員が監視して、まあ変な言い方なんですけど、してま
すよね。

議員を監視するのは市民ですよ。

それが例えばですね、資料の那珂市の議会基本条例の前文、9ページですね。

ここにあるんですけど、線が引いてあるところの下線が引いてありますよね、はい、その真ん中のところ地方議会は、積極的な議員改革を展開するとともに、というところの上側に
ですね、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は希薄化してるというふうな表
現になってますね。

これは、そういう現実的にそういうところがあるので、そういうふうなこういう文言にな
ったと思うんですけど。ですから、議員を監視している組織というのは、ほんの一部なんで
すよ。

住民はほとんど知らない、だからこういうふうな文章になったと思うんですよ。

ですから、その委員会は、住民投票に対する発議があったときに、それが正しい発議なの
かどうかということを申請していただいて、答申すると。

というような形にすれば全部監視してるよっていうことなると思うんです。

○委員長

市民が請求したときも、監視するんですか。

○A委員

もちろんそうです。

○委員長

市民があるテーマで請求しますよね。

5分の1集まりましたと。そしたらどうするんですか。

○A委員

そしたら委員会に監査請求。

○委員長

委員会に5分の1は集まりましたと。

集まりましたが、これどうですかって言って、委員会みたいものがもしできたら、そこで
住民5分の1も集めました、残念ながら、あなたのテーマ大したテーマではありません。
ということになるんですか。

○A委員

ですから、強制力はないと思うんですけど、住民の代表の公選された委員会、決める訳ですから、決めるっていうか答申する訳ですから、それを意見を参考にするというか。

○委員長

住民が5分の1を集めたテーマの内容について、適宜を判断する機関という意味ですか。

○A委員

そういうことですね、住民もそうだし、発議者ですね、代表者もそうだし、議会もそうだし。

○委員長

それはさっき言ったように議論したんですね、3回目ぐらいですね。

○A委員

それは市長だけじゃないですか。

○委員長

市長ですね。

○A委員

市長は、そういうことを防ぐために、外郭団体に、ということなんですけど、私の考えは、その3者に対する監視ですから。

○委員長

三者それぞれに対して、某ある機関が監視というか、評価したりする機関が必要だということですね。

○A委員

必要というか、やったらいかがかないことですか。

そうすれば、何というんですかね。

投票条例条例というものに対して議会も納得するんじゃないかなと思うんですよ。

○委員長

例えば、新しいアイデアというか1回議論したテーマでもあるんですけど、住民の部分が新しいテーマなので、新しいんですけど。住民が、例えば、合併についてやるべきだって請求5分の1集めましたと、あるいは集める前に住民の代表請求ってあるんですね。

署名を集める人は、この住民になりますということの、代表者の証明があるときに、テーマが出てくるわけです。

合併でいいかどうか、産廃でもいいですよ、あるいは原発でもいいんですが、産廃処分場ができるかもしれないので住民投票で意見を聞きましょうというテーマがあって、それで5分の1集まってから、第三者機関に聞くんですか。

○A委員

それはその前ですね。

今から始めますよと、署名集めますよと。

○委員長

それはですから、この今ある制度の中の、あれですね皆さん見てきたので時間もないので、

私のほうからあれしちやいますけど、こうですね、この 14 ページですね、第 6 条、いいですか。

第 6 条、代表者証明書の交付があつて、第 4 条 1 項の規定により市民投票しようとする代表者は市長に対して、この何をやるか、その趣旨を記載した意見書を出す訳です。

合併あるいは産廃処分場、原発について、市民の大きな意見を聞いた上で判断していただきたいという請求書が来るわけですね。

それが市の重要事項かどうかということを確認を請求して、市長が確認をする訳です。

このときに、市長は 1 回絡む訳です。

市長の判断がつくわけですけど、これに加えて、市長はこれ決めるんだけどそのときに、第三者機にも聞くということですね。

○A 委員

その前の段階です。

○委員長

その前とは、この前があるんですか。

○A 委員

そうですね。この前の段階で、委員会に。

○委員長

この前の段階というのは、具体的にどんな段階ですか。

これは最初なんですよ。

こういう投票の署名活動をしたっていうんで、これが市に初めてわかるんですよ。

その前の段階とは具体的に、どの段階ですか。

○A 委員

ですから、こういうことが、あると。

○委員長

原発をやりたいと、住民が 1 人でも 2 人いました。

そしたら、委員会の方に 1 人でも 2 人いたときは委員会に行くんですか。

○A 委員

そうですね。

○委員長

委員会もすごいっぱい何回もできちゃうんじゃないですか 1 人か 2 人の考えた際に、何でもいからやりたいとしたら、委員会が必ず開かれるんですね。

○A 委員

そうですね。

その具体的な内容はあれなんですけど。

○委員長

この代表者の実施請求書の段階ではまずいんですか。この前でないとまずいと。

○A 委員

この辺ですかね。ある程度機運が高まってきているという。

○委員長

ですから、ポイントというかターニングポイントといいますか、二つあるわけですよ。

今から署名集めをしたいと、5分の1を目指してやる際にこんなテーマでやりたいので、署名集めの代表者10人この人選びましたので、それでいいかどうかを市長に請求するのは、第6条ですね、これが終わった後5分の1集まりましたって言ったら、それはまた請求して、それが請求通れば、住民投票は実施されるわけです。

二つの段階があって、先の段階がこれはなんです。第6条なんです。

これよりもっと先っていうのはちょっと余り想定し得ないんですけどね。

○A委員

ですから、市長が決める訳ですよ。

○委員長

そうです。

代表者の請求があったときに、これが重要テーマか住民投票にふさわしいテーマかを決める訳です。

○A委員

市長の手前ですね。

○委員長

だから要するに、市長の手前に交付する場合に、交付申請するに当たっては第三者機関の意見を聞くって訳ですが、皆さんどうですか。

○A委員

だれが監視しているんだということですよ。

これについては。

○委員長

はい、E委員。

○E委員

例えばその監視委員会が必要だとして、どうやってその委員を決めるか相当な権限があることになると思うんですよ。

そうすると、もうほんと、選挙で挙げなきゃなんないぐらいの人だと思うんですよ。

私は、当然議会でも承認されなければならない人達だと思います。

今現在、那珂市にある組織でこの任に耐えられるのは、結局議会だと思うんですよ、必要ならば、議会にその役をやってもらうしかない。

○委員長

A委員は議会を監視する人がいないということです。

○E委員

いやそれ議会も市長も住民が選んでますよね。

だから、議会も市長も住民は常に監視、監視って言葉悪いですよ。

見守っていると言いますか、してますよね。

それを何か不都合なことをもしどこか、市か議会がやって、それを見逃してるのは、そ

の人たちも悪いかもしれない、私、市民の責任だと思っているんですそういう時、見逃してる訳だから、それをよしとしているっていうことですよ。

そこで何か行動起こすべきものを怠けている訳ですよ市民は。

だからそれは何か上のほうで何かあったときに、突上げるべきは自分の態度だと思って、私はなにかを言ってるよりは、行動を起こす方にします。

それで、行動起こせなかったら、口はつぐむという感じで、やってて、理屈言うより行動でやる。

役に立つことをやるというつもりでずっとやってきたんですけれども、実際に監視する委員会は、これこそ、あの議会を通らない話ではないかと思います。

○委員長

はい、わかりました。

はい、A委員。

○A委員

それは公募で、選ばばいいと思うんですよ。

公募で我々みたいにね。

関心がある人とか、時間的にある人とか。

ですから、なぜこんな長い市議会の基本条例にですね、この前文が書かれたのかと。

いかに市議会と、住民が乖離しちゃっているかっていうことじゃないですかね。

それを感じたからこういう条文だったんでしょうよ。

○委員長

待ってくださいね、今新しい提案ですが、部分的には市長の請求の時にはそういうのはいらないというのは決まったんですが、住民の請求のときに、住民の請求が正しいかどうかというの、議会だったり長だったりするんですね。

その議会と長は、市民が常に選挙で監視している訳ですね。

そこにまた屋上を重ねることにならないですかね。

つまり、ややこしくなるだけじゃないかっていう、そういう印象もありますがいかがですかね。

提案としては、適切かもしれませんが、どうでしょうかね。

○A委員

私の考えとしてはですね、このままいったら多分通らないと思うんですよ。

議会に対して。

ですから、これだけの何ていうかな、ものを設けてやるんだから、常設にしてくれと、いうことが、通るんじゃないかなと思うんですね。

○委員長

それはいいですか、住民の請求に関してですね。

○A委員

違う、だから、市長も監視するし、議会も監視する。

○委員長

市長の監視は議会が監視すればいい訳ですね。

○A委員

もちろんそうなんですけど、その三つを全部を監視する委員会な訳です。

○委員長

市長の監視を議会がして、議会と市長の監視をまた別に監視する訳ですか。

○A委員

ですから、例えばね、これがもし通ったら、市長は通さなくて、住民投票条例を、住民投票できる訳でしょう。

○委員長

市長が発議ですね、それはここにあったように議会と協議した上で議会が反対するかなんかを。

○A委員

そうだけだね、そうだけでも、じゃ誰が議会とやりあってですね、それは市民が監視するんだけれども、結局、条例としてはできますよね、住民投票の発議という。

○委員長

市長が発議するのは、今の制度上は、案ですけど、議会と協議して議会に意見書をもった上で実施する訳で、請求する訳ですね。

だから、市長は議会はこれおかしいぞって言って意見とか、あるいはいいんじゃないって市民に明らかになった上で投票に行く訳ですね、そういう言ってみれば制約があるわけです。それに加えて。

○A委員

あるけれども、やるつもりならできますよね。

○委員長

やるつもりだからできるんですよ、それやるんですから。

○A委員

だからそういうことがあるんでしょうけども、やったって、反対意見があったって、市長はできますね。

○委員長

できますね。

○A委員

それを監視する訳ですよ。

○委員長

反対意見があったら、できないようにしたいという訳ですか。

○A委員

できないようにしたいというか、できるので。

その前に委員会の方に出してもらって、これは適切だと。

○委員長

適切でないとしたら、どうなりますか。

○A委員

それでもできます。

○委員長

議会には今、そういう制度になってる訳です。

議会だけでは飽き足らずに。

○A委員

それにプラスにしたらいいかなってことです。

○委員長

どうですかね。

○A委員

これだけの監視する、監視って言い方ではないけれども、見ているわけだからってことです。

○委員長

今の制度というは長と議会はそれぞれに監視し合って住民投票を發議しますよね。

これはそういう制度になってますよね。

○A委員

もちろんそうです。

○委員長

今ないのは、住民に対する言ってみればストップなんですよ。

住民は5分の1集まれば、自動的にするスルーで住民投票できる訳ですよ。

もし議会を重視するんであればそこに議会を絡ませるっていうのは、論理的だと思うんですよ。

それに加えて、第3者機関を設けるって云々っていう必要性がちょっと私は判らないですが。

○A委員

だから、市長、悪くする訳じゃないですけど、別に議会がだめだと言っても別にできる訳だから、

○委員長

今言っているのは、市民請求の話言ってたのですか。

市長の話だったんですか。

○A委員

だから、三者を監視する訳ですよ。

○委員長

だから、市長監視するのは議会ですよ。議会を監視するのは。

○A委員

それ以外に監視するんです。

○委員長

住民の監視はどうするんですか。

○A委員

住民も監視しますよ。

○委員長

住民に対して・・・

○A委員

委員会が、そうです。

○委員長

じゃ、市長に対しては議会と委員会が、それぞれ監視すると。

議会に対しては市長と委員会が監視する。

住民に対しては。

○A委員

委員会が監視するわけです。

○委員長

市長は。

○A委員

市長もちろん権限ありますよね、

○委員長

今言ってるのは、地方自治の主役としては、住民、市長、議会と3者あるわけですよね。

それに加えて4者にするということですね。

○A委員

まあそういうことですよ。

○委員長

そこを必要ですか。

○A委員

ただ、それは強制的な権限はできないと思うんですよ。

だからあくまでも、我々みたいに公募された人間が判断する訳です。

そうすれば、向こうも納得するんじゃないのかと、いやこのまま行ったら、絶対に否決されちゃう。

○委員長

E委員、何かありますか。

○E委員

今、議会に否決されそうだから、されないための工夫を今、Aさん考えられたということなんですね。

だけど、議会も、市長も、そんなに那珂市にとって、不利益になるようなことを積極的にやるはずはないというのは、皆さんに票をもらってポストを持ってる人ですから、私たちはそれを信頼して、常に市民は見てないようで見てると思うんですよ。

私は、監視してるのは市民だと思います、常々。

○A委員

私この前ですね、議員のですね、報酬と定数ですか、その公聴会出たんですよ。
傍聴人だったんですけど、そのときにかかなり激しい、公述人の意見がありまして、ものすごい、責められてましたよ。なるほどなど。

○委員長

議会が責められてるんですか。

○A委員

そうです。委員会ですね。

委員会と議員の考え方ですかね。

考え方っていうか報酬に対する、報酬とか定員に対する公述人の意見というのはかなり厳しかったです。

そういうのを聞くと、やっぱりもっと監視する必要があるのかなと、というのが私の考えですね。

以上です。

○委員長

時間の関係もあれなんですけど、今、D委員、E委員、C委員、B委員からそれぞれご自分の考えるあるいは、期待する、住民投票像ができて、恐らく今まで検討した中に入り込んでいる部分がかかなり多かった訳なんですけど、A委員の方から監視というキーワードで今までですね、議会や長が発案するときの、そういうのはあって、議論したんですが、住民の5分の1っていうこと以外はないんですね、それについても、市長が、さっき言ったように、代表者証明書の交付のときに判断するっていうんですけど、そのときに、市長だけじゃなくて、第三者委員会みたいな、それから後、議会と長が発案するときも、それぞれ議会は長、長は議会ということで、意見を言う立場にはあるんですがそれに加えて、第3委員会的なものがあったんですけど、時間もないんですけど、それぞれ皆さんいかがですか。

D委員。

○D委員

私は条例だと思うんですが、住民がやるときには、反対か賛成かは投票証明するかしないかで決まっちゃうと思うんですね。

反対だったら俺は署名しないよということで、そこでもう署名人になりませんから、十分住民の中では判断できると思うんです。

5分の1集まらなければ、発議、提案できないですよ。

○委員長

はい。そうです。

○D委員

ですから5分の1に、なんないようなものに住民が、それこそバカな住民ばかりいる訳じゃないですから、それはその中で十分監視ができるだろうと。

○委員長

住民は5分の1集まった段階で、それが成立したものと考えて、第三者機関みたいなものが必要でないんじゃないかっていう、他、C委員いかがですか。

○C委員

私もD委員と同じですね。

まず最初に申請があった時点で、こういう内容で始めるというときに市長が審査というか、判断をして、5分の1の署名を集めるということは、那珂市の人口、外国人なんかを入れても、計算すると9,500ぐらい必要なんですね。

それだけの人を集めるというのは、それだけの人が当然関心を持って、そういうふうにしたいと、というような気持ちの表れで、その後でまたそれを提出した時には、名前がダブってないかとか何かいろいろ審査をするんだと思うんですけども、そういうもの潜り抜けるということで、一つ二つのハードルがクリアできるんで、他の審査機関というのは必要ないのかなと思います。

○委員長

他に何かありますか。

どうもそこ、引き続き検討したいと思いますが、A委員あれですね、どうかなって意見が多いですね。

○A委員

あくまでも私の意見ですから。

大丈夫です。

○委員長

A委員の方からの意見とそれからE委員の意見を今、関連付けると、よろしいですか、14ページを見ていただきたいんですけども。

実は住民だけがですね、5分の1集まればいいということしかないんですよ。

A委員が言った意見もあるんで、例えばですね、皆さんの意見を総合して入れるとすれば、今度6条に代表者証明書の申請があったときに、市長が重要事項かどうかを判断して交付を行うってなっているのですが、そこに議会に意見を聞いてとかですね、そういったのがあれば、より議会が否決しにくくなるんじゃないですか。

という否決しにくいからやるっていう訳じゃないんですけど、議会がもしかしたら、ないがしろになっているんでないか、というなことがないようにという意味ですよ。

そうしますか。

(全員賛成)

○委員長

その代表者、5分1集まってから、あんたの言っていることは重要ではなかったよと言うのは酷ですから、代表者証明あったときに、市と議会が協議して、それについての扱いを決めてっていうような表現をここに入れ込みますか。

よろしいですか。

今ですからA委員の意見はそういう形での取り上げられているようになると思うんですけどね。

○C委員

ちょっと質問していいですか。

○委員長

はいどうぞ。

○C委員

例えばそれで市長はいいよと。

議会が、こんなの俺たちが決めるんだから、投票必要ないんじゃないかっていう時はどう
いうふうにするんですか。

○委員長

そこは二つありまして、市長は議会に意見を聞いて、交付するかどうか判断するって書く
か、あるいは議会の同意を得て交付するかっていうんですけど、同意か、協議するかどうか
がいいですか。

同意となると、議会がノーと言ったら終わりなんです。

いいですか。

○D委員

協議で。

なにも全部が議会の賛成する必要はないですから。

○委員長

ですから、恐らく重要事項ってのは、客観的に判断できると思うんですけども、こうゆう
のが始まるよっていうスタートに立つよっていうことで、議会に連絡して意見を求めるって
いうような手続としては非常に良いと思うんです。

慎重な意見で、そういうふうにさせていただきますかね。

これ、この議会に12月に報告したときの議会からの意見があると思いますので、この
委員会ではそういう議会を尊重してますよ、という意思表示をするっていう意味では入れて
いるという。

はい、ということで、ありがとうございました。

ということで皆さん方から意見、A委員の方から新しい意見だけれども、前からあった意
見ですが、そういうことで、6条に入れ込むようなことにもつながった大変貴重なご意見を
いただいた訳です。

ということで、皆さんが今言ったことは、恐らくこの前文作るのであれば前文に入り込み
ますし、提案理由になるのであれば、提案理由になると思います。

ですから、執行部の方にご配慮いただきたいと思います。

あと時間の関係もありますけども、今言った意見を何らかの形で、今までの意見を集めれ
ば委員会の委員の皆さんの住民投票に対しての意見がまとまると思いますので、それはそれ
でまとめたいと思います。

あと、次の議題ですが第6回検討委員会資料ってありますけども、これについては今、か
なりやりましたけども、補足する意味で事務局のほうから簡単に説明いただいて、ご意見い
ただきたいと思います。

○事務局

はい。

協議2の、那珂市市民投票条例の骨子（案）と、那珂市市民投票条例（案）についてご説明いたします。

協議2の方でございます。

3ページから、上に載っているものが那珂市市民投票条例の骨子でございます。

これは条例化する前にこういうことを載せたいよ、ということで、骨子をつくりまして、それから下の4ページの方が条例の案になっております。

今回12月議会のほうにご説明するのは、この上の方の骨子の方を、ご説明、中間報告ですが、骨子のほうをご説明していきたいと思っております。

まず、3ページからでございますが、3ページの方は、骨子の方は、条例制定の目的ということでございます。

これが条例化するとどうなるかという、4ページの方に()目的第1条、この条例は、云々カンヌンという内容になっております。

第1条は目的ということで、まちづくり推進基本条例のほうを受けて市民投票の実施に関し必要な事項も定めますよ、ということでございます。

5ページの方が、対象となる事項ということでございます。

こちらにも検討委員会委員の皆様のほうで、ご議論していただきまして、決まったものでございます。

これが6ページの方は市民投票条例ということで、市政の重要事項ということで、第2条ということで、このような形では条例の案になるところでございます。

7ページの方ですね、7ページは投票資格者等ということでございますが、これも皆さんにかなり議論していただいたところでございます。

市民投票資格者は年齢満18歳以上の日本国籍を有する者と、年齢満18歳以上の永住外国人ということで、決まったものでございます。

これが条例化すると8ページの方の(投票資格者)、第3条ということで、文言ですが、ちょっとと行政用語というかあるんですが、第3条のような形になります。

9ページ、4市民投票の請求ということで、こちらはかなりご議論していただいたところでございます。

投票資格者は、投票資格総数の5分の1以上の署名集めるということです。

また、議会の方は、あらかじめ市長の意見を求め、議員の定数の12分の1以上の、ものの賛成を得てということですね。

出席議員の半数以上の賛成を得ることとなります、市長はみずからが市民投票の発議をできるんですが、あらかじめ市民投票の適否について議会に協議を求め、次にまだ議会となってるんですがこの議会は抜いてください。

議会に協議を求め、報告を得た上でということでご訂正をお願いいたします。

はい、議会、議会になっていますので、一つ議会の報告の上の議会の消していただきたいと思っております。

それが条例の方になりますと、10ページ、市民投票の請求等ということで、第4条ということで、条例の方は、こういった表現になります。

11 ページは、市民投票の形式ということで、二者択一の形式にしますと、骨子の方には載っておりますが、これは条例化しますと、市民投票の形式ということで、第5条、前条に規定する市民請求、議会請求、及び市長発議による市民投票に係る事項は二者択一で賛否を問う形式のものではなければならないと、というような書き方になります。

続いて13 ページ、これが前回の骨子の中に抜けていたものでございます。

前回では、請求誰にするのだとか、だれが判断するのかとかそういうのが抜けておりましたので、今回、追加させていただきました。

代表者証明書の交付ということでございます。

市民請求しようとする代表者は市長に対して実施請求書をもって重要事項等を重要事項であるとか、二者択一の形式に該当するのかの確認を請求して、それが確認がとれば代表者になりますよという、代表者証明書の交付を申請します。

市長はそれを受けて、内容を確認して合致すれば、代表者に代表者証明書を交付します。

その代表者に投票者総数の5分の1の数を代表者に市長が通知しまして、その代表者が署名集めに入るという内容でございます。

これを条例化しますと、14 ページ、代表者証明書の交付等、第6条、ということで、こういう書き方になります。

先ほどご議論がありましたように、第6条の2の方にですね、市長が前条の規定により請求があった場合、もう1点のところになんらかの形で議会と協議したとか、その辺の文言を追加で入れたいと思っております。

○委員長

だから、上の13 ページの6でいうと、第2ですね市長は(1)による請求申請があった場合においては、議会に意見を求めた上でとか、そんな感じなんですかね、はい、協議した上でとか、そういったことが入るということですね。

○事務局

はい、すいません。

○委員長

じゃあ、すいません。

○事務局

はい、続きまして

○委員長

上と下同じなんで、どちらかでいいです。

○事務局

はい。

すいませんでは条例のほうでは16 ページ、市民投票の執行ということで、こちらは執行に関するもの事務を選挙管理委員会にするというものでございます。

17 ページ18 ページ、こちらがまだです。

○委員長

これ後でやります。

これいいです。

○事務局

成立要件を決めるか決めないかですね。

後でやらさせていただきます。

20 ページの方が結果の尊重ということで、議会及び市長は、投票結果のとおり、

○委員長

これも後でやります。

○事務局

はい。

それから、22 ページが再請求の制限期間ということです。

○委員長

これも問題ありませんでした。

○事務局

はい。

2年ということです。

続きまして 24 ページも、市民投票の実施ということで、市民投票、市長は市民投票実施なければならないということでございます。

26 ページも 30 日を経過した日から 90 日の超えない日の範囲内で、いったとことで、市民投票の期日を定めると。

他の一般選挙があった場合は、当該投票日を変更することができるということで検討委員会の方でご議論していただきまして決まったものでございます。

28 ページの方は、投票者資格者名簿の調整等ということで、こちらも問題はないと思っております。

30 ページも投票所等でございます。

こちらも問題ないと思えます。

32 ページが投票することができないものということで、こちらも、公職選挙法に上の準用しているもので問題はないと思えます。

34 ページ、投票の方法でございます。

こちらも公職選挙法を準用しております。

36 ページ、期日前投票等ということで、こちらも、法律ですね、公職選挙法を準用しております。

38 ページも、こちらも法律を準用しております。

40 ページは無効投票ということで、こちらも公職選挙法を準用しております。

42 ページも投票及び開票ということで、こちらも、これで問題ないと思っております。

44 ページ投票結果の告示でございます。こちらも通常選挙の方を準用しております。

46 ページ、情報の提供でございます。こちらは、まちづくり委員会、自治組織を活用して、一緒に情報の提供をやっていきたいと思いますということで、議会及び市民自治組織とともに、文言を入れさせていただきました。

続きまして 48 ページ、投票運動でございます。
投票運動の方も議論になったものでございます。
こちら骨子の通りでございます。

50 ページ、規則への委任ということで、この条例に定めるもののほか、住民投票に関しては、規則で、細かいものは定めるという文言でございます。

以上、簡単にご説明させていただきました。
ご検討の方よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それではポイント絞って議論をいただきたいと思います。

まず、6 ページなんですけども、市の重要事項で、法律でガチガチにしている許可とかはどういう、法令に従って、許認可を判断する行為っていうのは、ネガティブリストに入れなくていいんですって。

それは前にも言ったので、ちょっと後で事務局と相談します。

次ですね。

10 ページ見ていただきたいんですけども、10 ページの条例案ですけどね、ここに5分の1っていう住民の発議とそれから議会、それから市長なんですけども、第4条第3項ですけども議会は、請求するときは、あらかじめ市長の意見を求め、12 分の1の賛成を得てというんじゃないで、これ 12 分の1の賛成が得て、発議したときは、市長の意見を求めるのと違うんですか。

議会在 1 人でもこれやりたいとしたら、市長に意見を求めちゃうんですか。順序。

12 分の1の賛成というのは、議案の提出権の話ですけど、議案提出した後に、市長の意見を求めた上で議決すれば可決するか、っていうことになると思うんですか。

ここはご相談ですね。

それからですね、第4条の議会と市長の部分なんですけども、第5項ぐらいで、これ提案ですけども、市長や議会はその提案する際には、内容を慎重に判断してつまり、やたらめったらやるんじゃないですよ、というようなことを市長と議会に制約するようなことは必要ないですか。

住民は5分の1集めるからすごい真剣にやりますけど、市長と議会、もちろん市長ですね、市長は、自分1人で判断できちゃう、議会の意見を求めますけども、その際には慎重に判断した上で、内容を厳選した上で発議するみたいなそういう訓示規定を置く必要はありますか。

ないですかね。

特にいいですか。

それちょっと私が今思っただけなんですけど。

そこはあれですね。

それから 14 ページですけども、重要事項である、ここに市長が判断するということを書くっていうことは、先ほど決まったので、書いていただくとして、大事なあれですね、18

ページですね。

成立要件、これはいかがですか。

今日あたりで決めたいと思うんですけども。

○C委員

14 ページの中で、ちょっと判らないんですけども、今から始めますよっていうんで許可をもらって、市民の場合にね、5分の1の署名を集めますよね。

○委員長

集める前の手続きですけど。

○C委員

じゃ市長の方から、じゃやっていますよ、と言われてまして、5分の1の署名を集めますよね。

その期間っていうのは、ここでは見えないんですが、例えばさっき言った細かい規則かなんかで定める、ですかね。

○委員長

これは、どうですか。

これは直接請求は1カ月と法律で決まってるんですけど。

法律の直接請求制度ですね、これ条例はどうします。

○事務局

規則上で、条例上には載せてないのですが、規則で定めていきたいと思います。

○委員長

どういうふうに定めますか。

どこかで準用してないですか。

例えばリコールとか議会の解散請求する時は市町村は1カ月なんです。

県の場合に2カ月なんです。

それを1か月にするか、2か月にするかっていうのは、皆さんの意見を踏まえた上で決めた方がいいかなと思いますけども、もし判断しなければですね。

一般的に1カ月ではないですか。

この事例は、他の他自治体の事例は。

○事務局

他の事例は1カ月ですね。

1カ月に載っているものがあります。

○委員長

それ検討しなかったですね。

どうですか、1か月と当たり前のように私は考えていたんですけど、何かもしあれば、短いんじゃないとか、これに2か月とかしている自治体ってありますか。

少し長くしている例は、あんまり聞いたことないんですけどね。

それ、時間もあるので、もしわかれば後で教えてください。

すみません。

いいですか。

18 ページ 17, 18 ページ、もう一回皆さんのご意見をお聞きしたいんですが、開票はD委員以外は開票するっていうのは、いいのではないかという感じになってきましたが、成立要件ですね。

成立要件についても、真っ二つ。

今日はちょっとF委員あれですけどもね、どうですか。

○C委員

すいません。

成立要件なんですけれども、ちょっと私なりに考えてきたことを、まとめたものがあるんですけれども、

○委員長

はい、どうぞ。

○C委員

ちょっとこれ、委員長に見てもらって配布してもいいのかどうか。

○委員長

配布していただいて、結構です。

せっかく書いてきていただいたので。

ちょっと説明いただいてよろしいですか。

○C委員

はい、事務局にもいいですよ。

裏表ありまして、何だ、クリンチになりそうなところをまとめてきたんですけど、まず、2ページ目の●で検討用の成立要件というところがあるんですけども、書いたんですけども、10月3日に検討したところで、真ん中辺から下なんですけど、私は前にもお話ししましたけども成立要件を設けたのがいいということで、その理由を項目ごとに出したんですけども、乱発を避けることで経費の削減ができるということで、例えば成立の可能性が低い場合には、そういうものやるのは、控えるんじゃないかということ、それから二つ目として不成立の場合は、民意がそこまで高まっていないというふうに考えられると。

それから三つ目として、投票率を上げることで、多くの民意が汲取れ、で一部の特定な団体などの偏った考え方が反映されにくいと。

それから、いろいろ中味は、重複してるな内容もあるんですけども、アンケートなどとは異なり、那珂市の方向性を決める大切なものなので、信頼性を高めるためにも、ある程度一定の基準が必要であるかのではないかと。

それから投票にこれに参加してない市民に対しても、誰も関心がなくて、10%もいかないんじゃないかっていうことではなくて、説得力を持たせることができること。

それから投票率が低い場合でも、尊重義務というのが生ずることを回避できるということ。

それから七つ目としては尊重義務を課することから少なくとも、過半数の市民の数字的にはですね、過半数の市民の投票が必要ではないかということで、辞書で調べたんですが、尊重というのは、尊い思いで、ここに書いてあるとおり、非常に価値のあるものとして、重ん

ずることということで、そういうことで尊重ということはそういうことだと思います。

それから市民の総意を確認すること、また議会の定足数の原則、過半数、こういうもの何で過半数なんだという、こないだ話があったんで、こういうとこで過半数っていうのは、議会制民主主義の基本かなと思ひまして、半分。

過半数2分の1というような数字ですね。

ただ前にも副委員長さんからもお話がありましたけれども、賛否が僅差で成立しなかった場合は尊重されないと。

そういった場合については開票結果をどう判断するのは市長や議会、市民の判断になるということではないかと思ひます。

今までに配られた資料の中で、52自治体、あるいは那珂市に近い9自治体のところ調べますと、成立要件ありが37自治体、成立要件なしが15自治体、那珂市と同じ同レベルの場合は、有りが8で、無しが1、無しは確か銚子だったと思うんですけども、そういった内容から見てですね、私は成立要件、ずばり言ったら半分、過半数2分の1ですか、そういうものがあつたほうがいいというふうになつて、勉強してきました。

以上です。

○委員長

はい。

ありがとうございます。

確認ですけど⑥ですね。

投票率が低い場合でも尊重義務が生ずることを回避できるっていう意味は、投票率が低い場合にはですか。

尊重義務を生ずることを回避できるですか。

投票率が低い場合でも、というのは、高い場合でも尊重義務が措置が生ずることを回避できちゃうんですよ。

○C委員

すいません、設立成立要件を設けない場合には、投票率に関係なく尊重義務が生ずると思うんですけども、成立要件を決めた場合には、成立要件に満たない場合には、尊重の義務が生じないという意味ですね。

○委員長

投票率が低い場合にはっていうことですよ。

でもというのは、投票率が高い場合でも、尊重義務が生じないことになつちやいますよね。

○C委員

それはちょっと間違いです。

○委員長

細かい話で申し訳ないんですけども、そういう意味ですよ。

はい。

じゃ、わかりました。

論理的に整理されていますが、いかがですか。

50%の基準がどうなっているかは、議会の定足数をを準用する形でというご提案ですね。
どうですか、非常に整理されていらっしゃると思いますが。

○事務局

委員長すいません。

事務局から①の部分、ちょっと理解があれなんですけど、どういう、

○委員長

いかがですか。

○C委員

はい。

私の方から。

成立要件がなければ、いろんなものの、何というんですか、請求が出てくると。

成立要件が、例えば、一定の基準、私が考えてるのは50%なんですけれども、50%の成立要件を設けることによって、これは、請求しても、成立する可能性がないから、今はその機には熟してないから、まだ提案するのはやめようとかっていうようなことですね、うまく言えないですけど。

○委員長

それは、例えば、住民が5分の1の署名集めても。

○C委員

いや、住民に、そういうことです。

○委員長

5分の1集まりましたけども、集めても、過半数いかないからやめちゃおうということになると。

○C委員

集めてからではなくて、集める前に、

○委員長

5分の1を集めるということは、それで成立しちゃう訳ですよ。

○C委員

5分の1を集める前に最初に市長にこういうことでやりたいよっていうのを言うわけですよ。

その言う時点で、これを言っても、市長からオーケーが出ても、5分の1は集める自信はないなっていうときは、

○委員長

それ5分の1集める自信がないっていったら、5分の1集めなかったっていいわけですよ。5分の1集まっちゃったらいくわけですよ。

今言っているのは、実施したときの成立要件の話です。

○C委員

ごめんなさい。

そうです。

5分の1は集めて、やっても、成立する可能性がないと、

○委員長

5分の1は集まるけども、過半数は投票いかないだろうっていうことですか。

○C委員

そうですね。

○委員長

でも5分の1集まれば、普通やるんじゃないですかね。

投票は、これむしろ市長が乱発しないようにっていう意味ではないんですか。

市長とか議会がテーマ決めてやりたいんだけど、これやっても過半数集まらないだろうな
っていうふうに市長側の議会側の乱発を避ける意味ってことじゃなくて、住民ですか。

○C委員

住民です。

○委員長

住民だったら5分の1集まるんだったら、それでいいんじゃないですか。

例えば住民の投票は10分の1だったら、乱発を避ける意味で5分の1にするってした訳
ですが。

○C委員

そうですね。

これちょっとおかしいかな。

○D委員

私は住民側は余り、乱発問題は、5分の1の提言があるんならば、ないですよ。

ないように5分の1ってなった訳です。だから、これは私はあり得ないと思います。

○委員長

だから、私は市長か議会かなと思ったんですけども。

そうじゃないんですか。

○C委員

私は市長、議会じゃなくて住民の請求のつもりで書いたんですけども、これは、確かにD
委員がおっしゃるようにならないかもしれないですね。

○委員長

わかりました。

そういうことで、1番のは別として、合理的な理由になっていると思いますがいかがです
か。

C委員いかがですか。

40%であってもそれなりの尊重、60%であってもそれなりの尊重。

10%であっても、余り尊重しないけども、尊重っていうそういう論理はあんまりとりたく
ないっていうことですね。

○C委員

私としてはとりたくないです。

○委員長

ただ、現実に開票されちゃうから 45%だったら 45%なりのことはやっぱり執行部は考えるわけですね、事実上。

○C委員

それはそうですね。

ただ、そうすると、

○委員長

だからそこで意味があるのかなっていうことですよ。

50%やって成立っていう必要があるのかなっていう、そこだけが私はひっかかっているんですが、皆さんいかがですか。

やった以上は後は市長や議会が、それをどう判断するかは、お任せっていうことに。

ご意見、E委員が、おっしゃられましたよね、前ね。

ここまできちやうと、いろいろ意見言っちゃいますけども、他の方いかがですか。

あれですかね。

ここは意見が分かれたって形になっているっていうことで議会に中間報告ですかね。

ここで決めてもまだ考え方で、前回から考え方変わった方いらっしゃいますか。

はい、E委員。

○E委員

変わったと言うか、決めたいなと私は思ったんですけど。

これ、委員会の設置要綱か何か、規約からいうと、出席議員の過半数で決まるんですよ。

それにのっとると、私のほう負けなんですよ。

○委員長

はい今日欠席者がいますので。

○E委員

それでねえ、1人だけ考え変わると結論でちゃったんですよ。

出席していたとして、でしょう。

私が1人だけ揺れているんですよ。

はっきり言って、二転三転してるのは私です。

こないだの意見で私はもう決まりと思ったんですけど、何でこんなに割れているんだと。

どっちも、間違った意見じゃない。

私、成立要件設けなくていいっていうのは、やっぱり投票の一つの理想で理論は突き詰めればそうなるけど今でもそう思っています。

これが間違いではないと。

ただ成立要件を設けたいという理由も、これは現実を見てるんですよ。

那珂市の投票を成立させたいんですよ。

私たち委員は、特に、ここにかかわりましたから、不成立は避けたい、そのための一つの具体案をこの条例にしてしまうというのかな。

成立要件設けて、誰かもおっしゃいましたけど、一生懸命投票率、投票所に行こうって

うことを声かけて、成立させないと、那珂市にとっても茨城で初めて実施されたときに、県内も、日本も原発だったら世界がここを見てるわけですから、そこで不成立っていうのはさせたくないですね。

成立要件決めたい方々も、私は違うけども、具体的な現実を考えると、やっぱり成立要件設けてそこクリアしようって、声かけていく人たちが行政はやるでしょうが、これ市だけで、きっと、うまくいかないっていうか、チラシとかそういうのを配ったり、ある程度のことしか限界があるわけですよ。職員がやるにはね。

市民が運動を、この条例をつくったことをきっかけで投票に行こう運動みたいなことを誰かやる人がいたら私はついて行くんですけども。

そういうことで、理想をとるのか、現実を見据えて、とるのかで、正直私は本当にどっちを取るのか今でも迷っているんで、あとのことは、皆さんで決めてください。

○委員長

E委員は成立要件設けないという話だったんですが、少しか動いているということですか。

○E委員

そういうことです。

○委員長

そしたらですね、市民は成立させるよう、積極的に投票するようみんなで盛り上げるみたいなそういう規定を置いたらどうですか。

そうでしたら私は、成立要件を設けるんだけども、成立するよう市民あるいは、市長あるいは議会がみんなで連携して高めるようなことやるみたいな、そんなことを書くということで気持ちは反映できますか。

○E委員

そうですね。自治会が今、まちづくり委員会も出来ているから、そこでやっぱり、事前にいろいろ、市民に周知、この条例が実施されるときにはそういう広報活動を一緒にやろうということでしたよね。

○委員長

そうですね。

○E委員

ですからそのときに、自治会だけじゃなくて、私たち市民活動団体というのも、那珂市にはいっぱいありますから、その人たちにも、満遍なく声かけて。

○委員長

そうですね。

そうすると、E委員が意見を少しかあれしたので、成立要件、2人いらっしやらないんですけども、恐らく2人は成立要件設けないという意見だったと思うんですけども。

成立要件設けた上で、市民が投票に行くような形で市民、長、議会もみんなでやっていくというような規定を設けるとするのは、それぞれ意味がありますね。

意味がありますが、ただ投票しない自由もあるんですよ。

そうした場合、投票しない自由がある人に対して、ただ、那珂市は投票する事が是なんだと、正しいんだっていうような条例で位置づけちゃうっていうのも、D委員のコミュニティ活動とか、参加率じゃないですけど、そんなことにもつながるんで、全国で初めて、投票に行くよう動きましょう、みたいな条例にしちゃいますか。

全国で初めて。

無いと思いますがそういうのは。

無いというのは成立要件を設けた上でそういうことをやるんですよ。

そこまではないと思うんですけど、特徴はありますよね。

みんなで投票率を上げるっていうことが書かれたっていうんで、珍しい条例になるかもしれないですね。

○E委員

市側が、投票運動を主体になってやると、もしかしたら、憲法とか法律に、投票しない自由とかに触れる。

だけど私たちは民間人として動くわけですよ。

市民活動の一つとして、投票に行こう運動。

仮の名前ですけど。

○委員長

非常にいいアイデアで、それは法的に私の方で整理します。

ただ気持ちはわかるんで非常にいいことだと思いますので、そうなると、じゃ、この場では異論はありますが、私もありますけど、皆さん2人もありますから、ありますけども、C委員の精力的にまとめていただいたことも尊重もいたしますし、尊敬もいたしますので、投票率は設けないという意見も一部あるけれどもを設けるという委員会がまとめた上で、しかしながら、投票率を高めて実施した以上は成立するように、それぞれの立場で努力するみたいなそんな規定を置けたら置くようにしますか。

皆さんどうですか。

○E委員

はい賛成です。

○委員長

そういうことで一応、異論はありながらも、委員会としては、成立要件を設けると、しかしながら開票は、成立しなくても開票すると前決まってるんで、しかしながらその成立するようにそれぞれの立場で皆さんが努めると。

那珂市としては成立要件があるんで、成立をクリアすることがいいことだと。

×にしる○にしる、投票することが大事なんだと、それは市民参加を高めるってD委員の、最初の冒頭にも結びつくという、そういう意見だっていうことでまとめますか。

よろしいですか。

そういうことで、きょうは課題がまとまりました。

○C委員

すいません、稚拙な質問なんですけれども。

○委員長

C委員。

どうぞ。

○C委員

2分の1の分母、分母には無効票と投票って入るんですよね、多分ね。

○委員長

それいろいろですね。

いろいろです。

投票資格者の2分の1って書いてありますから、投票資格者2分の1ですよ。

だから、有権者2分の1ですよ。

今何を言われたんでしたっけ。

○か×の話ですか。

○C委員

無効投票。

○委員長

無効投票も成立要件に入るかというですね。これは入りますよね。

○事務局

成立要件は投票し、参加した人の数なので、無効投票は開票した結果ですので、無効投票も入ります。はい。

○委員長

いいですか。

後はもうないですよ。

まとまらないというのは、無かったですよね。

それからですね、できればこれも那珂市特徴的な意見なんですけども、30ページ見ていただけますか。

これ、D委員の前から言われている、投票所の工夫ですね。

投票所については、18以上と外国人の方が入ることになったので、なるべくコストかからないような工夫をするものとするみたいな規定を置く必要はないですか、あるいは規定をおかなくても、投票所についてはいろんな意見があったので、なるべく効率的にやりましようって意見があったので、それを一応、報告書でもいいですけど書いておく必要があるような気がするんですが、かなり皆さんウェイトをおいて議論されたので、せつかくですから。

それは事実関係だけですけどね。

あとは何かありますか。

こんなのつけ加えてほしいとか。

この議会には上の方がいくんですね、骨子がですね、今の意見を入れておいていただくと、そんなことも議論してくれたのか、っていうことで理解していただくのかなと思うんですね、皆さんが言っていた重要な意見は条例になるかどうかは別として骨子の案の中に入れていただくと非常にありがたいなと思います。

○C委員

すいません。

○委員長

C委員。

○C委員

26 ページなんですけれども、第 12 条の 3 項の中で、投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、あったときは変更できるというふうに読めるんですけれども。

最初の段階では、逆に投票日を選挙に合わせることもできるような感じだったと思うんです。

これは逆に重なったときに話すだけっていうふうにちょっと見えるんですけれども、どうなのでしょう。

○委員長

うん、そうですね、確かにそうですね、重なったときに変更するしか書いてないですね。

これはだから重なってなくても、一致させることができるみたいな規定に読めるようにっていうことですか。

どうですか、これは。

○事務局

すいません。

同日になるのかなと。

○委員長

これはですね、第 1 項で日にちを決めますよね。

で決めたんですけど、後で安部さんのような人がいて解散なんて言いますよね今日、そういうふうになった場合に、一致しないときに、1 週間後に例えば 12 月 14 日で決めたときに 12 月 21 日と決めたとしますよね、衆議院の選挙ね。

そのときに、後ずらしたりできんじゃないかっていうのが、それをやったほうがいいんじゃないかっていうが、読めないんじゃないかということです。

○C委員

技術的な問題は別にして、投票所の場所を変えなくちゃいけないとか、立会人が足りないんじゃないとか、というのはありますけれども、それは長の判断でやってもいいし、やんなくてもいいし、できるという可能性を残しておいたほうがいいのかと。

前にも D 委員の方からお話しありましたが、国民投票法の関係で、政治年齢じゃなくて、公職選挙法の投票年齢を 18 歳にするなんていうのも出てくる可能性はないとはいえないので、そういった時も含めて、そういったときには一緒の方が、一緒でもできるのかなと思うので、そういうのをちょっと考えました。

○委員長

読みにくいんですね。

これまず、前提は住民投票の期日を決めるんですねまず。

それが最初で3項でその期日が後から来た衆議院とか県議会とかは、ぶつかったときによけることができるという規定だけですよね。

だから、近いときに合わせることができるという規定はないんですよね。

恐らく衆議院の解散だけですよね。

市とか長の選挙って大体決まってますかね。

決まってないのかな。

テクニク的な話なんで、意図は変更することはどこでもできるし、逆に決めたやつを変えて合わせることができるっていうことにした方がいいという意見ですよ。

それはどうですか。

そういう書き方できるかどうか。

○事務局

はい、同一にも、変更できるように検討します。

○委員長

だから、骨子案の中には定めた日を変更することもできるし、逆に投票日に合わせることもできるっていうようなことは、骨子に書いて条文はどうするかってことはまた技術的になってくるといことですよ。

はい、ありがとうございました。

○C委員

これは今日いただいたA3の用紙には、そういう内容で書いてあると思うんですね。3ページですか。

○委員長

そうですね。

まさにこれが皆さんの意見だったですよ。

よろしいですか、あと何か疑問な点ありますか、はい、A委員。

○A委員

情報の提供というところなんですけど、今後の条文の1と2になるんでしょうけど。

市長は市長はというふうになってるんですけども、これを、市長、議会、市民自治組織はっていうふうに変えてもらえないかなと思うんですが。

情報の提供を第22条、市長はですね、市長、議会、市民自治組織は、市民投票を実施するときは、あらゆる機会及び媒体を活用し、というふうな形。

○委員長

これ、どうですか。

○A委員

これ市長がやるみたいな形に感じるの。

これを市長、議会、市民、自治会がやると。

○D委員

議員とか市民自治組織が情報のお手伝いをするが、トップは市長の責任でやってもらえればいいんじゃないか。

○委員長

考え方だと思いますが、いろいろあると思いますが。

今これ、市長は市民投票を実施するのは市長なんですよ。

情報提供を行うのは議会とか市民自治組織だとすればそれを主語にするやり方ももう一個起こすかどうかですね、そういうのもありますね。

あとそれからさっき言ったように、市民、市長あるいは議会は、投票率とか投票に行くために努めるような機運醸成するっていうことが書かれるとすれば、それとの関係もありますよね。

条文は別としてこの22条の上の方ですね。

市長は、実施するときは、こういう人とやれと言うことで、議会や市民自治組織は、市長はもちろんですけども、投票に行くような機運醸成にそれぞれの立場で努めるみたいなそういうことですね、その後で事務局と相談して入れ込めるかどうか検討します。

はい、あと、どうですか。

○C委員

すいませんまたはちょっと恥ずかし質問なのかもしれないんですけども、例えば、署名を集める期間が1カ月とか2カ月とかっていう期間に集めるんだと思うんですけども、そのときに、代表者を届ける、さっき委員長の話で代表者10名とかっていう話をちらっとしたんで、代表者とは私は1名っていう認識でいたんですけども、何名とか、あるんですかね。

○委員長

それはないですね。

要するに署名集めは1人じゃできないので、何人かで分担するんですけど、責任者。

代表者決めてやるんですね。

○C委員

責任者っていうか代表者だけが署名集めをするということだけでなく、それに同意する人たちがみんな署名集めする

○委員長

署名集める人は責任者決めなきゃいけないんで、それが、代表者なんですよ。

○C委員

代表者決めるんですけども、その人しか署名集めまをしてはいけないということではないですよ。

○委員長

いや、そうですよね。

代表者しか署名集め、委任とかできるんですか。

ちょっと待ってください。

○C委員

例えば、各家庭を回ってね、代表者を1名立てましたと。

それに賛同する人が50名いましたと。

その 50 名の方は、いろんな方面に散って行って署名を集めるということにはできないんですか。

○委員長

できないと思いますけど、どうでしたか。

代表者とは責任者ですよ。代表者かこれは、委任できるんですけど、10 人と 50 人とか、代表者という名前じゃなくても。

○事務局

すいません、確認しておりませんので確認します。

○委員長

地方自治法には書いてあるんですけど、確認できないので、後でそれ、地方自治法ありませんか。

法律に書いてあるので、見ればわかりますが。

それじゃ時間かかるみたいなんで、それ以外ありますか。

それ以外でありますか。

○B委員

委員長の先ほど、申しあげました 10 ページの(4)ですね。

はい、市長がみずから市民投票の発議するときは云々、それで、委員長の方から、市長は慎重に判断し、云々そういう文言が入れようっていう。

○委員長

入れようと思ったんですけども。

○B委員

入れた方がいいかなとずっと考えていたんです。

○委員長

さっき私が、10 ページの 4 項までしかありませんが、市長及び議会が発議する際にはその内容を十分吟味してとかあるいは、やたらめったしないように、慎重何とかっていう規定を入れてはどうかと言うんですけど、あまり入れなくていいじゃないかって意見だったんですよ。

○C委員

いや入れた方がいいと思いますね、5 項目として設けないにしても 4 個目の中に入れてもいいのかなと思いますけれども。

○委員長

私もそう思ったんですけど、どうですか。

要するに、住民は 5 分の 1 集めたらものすごい決断、判断なんですよ。

かなり精査されていると思うんですけども、市長や議会は、言ってみれば市長は場合によっては独断でやりたい。

議会に意見を求めるんですけど、それにあたってもちろんと訓示的ですね、法的な拘束がないんですけども、慎重に判断して、なんかするという規定を入れておいた方がよりいいんじゃないかっていうことを言ったんですけども、あまりよくなかったですね。

○E委員

賛成です。

○委員長

そうですか、じゃそれ入れていただくということによろしいですか。

それそういう規定は、あんまり全国的にもないので、特徴的になると思いますけど。

那珂市の特徴ががんがん出てきていいと思いますが。

あとは何かありますか。

せっかくですから、こんな工夫がってのがあれば言って下さい。

○B委員

外国人というのは大体あれでしょ、京都とか奈良とか三重とか、うるさい県ありますよね。例えば地方参政権付与にあたるからやるんじゃないとかそうじゃなくて、そう言った過激な。

朝鮮の方ではなくて、

○D委員

ロシア人は、私はゴミ捨てもなにもボランティアでやっていますが、ゴミを捨てる時は、我々は班名と氏名を書くんですよ。

持ち帰る時わかんなくなるから、お客さん全部持っていったのを判断するのに。

その人達は班名書けないんですよ。

班に入っていないから、

○委員長

いいですか、今調べていただいたんですが、規則で委任すれば、できるようですね。

代表者とはあくまでも私勘違いしまして、代表者で請求代表者と受任を受けて請求署名集める人は別人格でいいようですね、ですから、100人いようが制限はあるのかもしれませんが、基本的には1カ月以内にできるっていう構図になっているようですね。はい。

議論はいろいろありましたが、追加する部分も結構出てきましたんで非常に良かったと思いますが、それ以外何かありますか。

はい、A委員。

○A委員

市政の重要事項6ページですね。

はい、市民とすることができる制度というのというのは、あとの文言なんですけども。

どこの自治体も同じ文言を使ってるので、なにかおもしろくないなど。

○委員長

6ページですか、まさにそのとおりです。

だから、そこをうまく、できれば違う文言で例えば市民が直接判断する必要がある事項とか、これですね、市によっては、これ逆にして、市民全体に重大な影響を及ぼすものであって、そのうち、市民に直接賛否をとると認められる事項とかって言い方もありますよね、これは逆の方がいいような感じしますね。

だって、直接の賛否と問う必要があるもののうち、市全体に影響を及ぼすものって言った

ら、市全体に影響を及ぼさなくても、直接市民に賛否を問うものってありますか。

ないですよ。

逆じゃないかと思うんですけど。

市民に重大な影響を及ぼすものであるけれども、専門的だから、あるいは市長の専権事項だからみたいになってはじかれると思うんですよ。

だから、市及び市民全体に影響を及ぼすものであって、そのうち、そのうちって入れなくてもいいんですけど、市民に直接の賛否を問う必要があると認められる事項っていうふうにして、その事項を市長が議会と協議していいかどうかっていうふうに決めると。

○A委員

そのほうが正しいでしょうね。

○委員長

特に問題ないですよ。

事務局の方でも、これ意味があって、こうしたんでしたっけ。

こういうふうに行っているところもあるんですよ。

私はこういうふうにして、逆にした方がいいと。

逆にしているところもありますよ、勿論。

○A委員

みんな同じだから。

○委員長

そこよりもむしろ①から⑥がほとんど同じなんです。

だから、ここに、何回も言っているように法令の執行事項についても、ネガティブリスト入れてはどうかとかですね、そんなふうを考えるんですけども、ここはでもかなり、ほとんど 52 自治体、ポジティブリストとやっているところはありますが、ほとんどがこれですね。

なぜかこれ、最初に作った自治体のみんなまねしちゃってこうなっちゃてるんですよ。

○A委員

つまらない話をして申し訳ないです。

○委員長

大事なことですね、ちょっとその辺はもうちょっと時間あるようですから。

ただ内容でも、このぐらいになるんじゃないですかね、ネガティブリストと言われる部分はさっき私が言ったことを加えるかどうかは別として、原発再稼働なんかはどこに入りますか。

原発の再稼働を第3回目で、執行部が来ていただきましたけど、原発再稼働ってどこに入ってるってこれ、住民投票できると思いますか、あるいはできないと思いますか。

○C委員

第2条の中ですよ。

○委員長

第2条のどこに該当しますか。

○C委員

今あの原発の対象自治体、何というですか。

それは、政府では決めてないですよ。

○委員長

法律事項じゃないですから、

○C委員

その設置している市町村だけにするのか、所在市町村というのか周辺市町村長 30km 圏内にするのかというのは、地域に任せるみたいな形になってるんで、地域に任せるといってどこになるのか、例えば東海原発、これからは再稼働を多分申請してくるのではないかと思うんですけども、そういうときに、知事が決めるのか、だれが決めるのか。

○委員長

それは同意の範囲ですから、これとは違うんですよ、これは、条例で那珂市が原発再稼働を住民に聞きましょうっていうことは、これで言えますか言えませんかっていうことなんです。

○C委員

その対象自治体になるのかならないかによって違ってくると思うんですよ。

○委員長

ですから、対象自治体っていうのは今、いわゆる協定ですよ。

説明いただいた協定に、今のところ那珂市は入っていないようなんですよ。

むしろ逆に言うと、再稼働自体が協定書の中に書いてないんですよ、新增設とかそういうのはあって、再稼働はないので、再稼働の条文を入れるっていうことを今検討しているらしいんですよ、事業者と県と関係自治体でそこに恐らく何もなければ東海村と茨城県だけが事前了解の対象になるようなんですよ。

それに那珂市とか水戸市が入りたいと思う訳ですよ。

入ったとすれば、どこで読めるかっていうことですよ。

あるいは入らないとしても、どっかで読めないかっていうことですよ。

皆さんがこれ市民の立場でこの条例を見たときに、住民で直接請求しようと思ったときに入る入らないって結構、判断が分かるとすれば、この規定は余り良くないんですよ。

みんなが分かるように書かなきゃだめだと思うんですよ。

読めますか、ということなんです。

○C委員

私は1番で読めるというふうに思います。

○委員長

1番というのはどこですか。

○C委員

(1)です。

○委員長

(1)のどこで読めるんですか。

○C委員

ただし書きの後ろですね、

○委員長

要するに原発再稼働は市の権限には属さないけれども、ただし、市の意思として明確に表示する必要があるものっていうことですね。

○C委員

はい。

○委員長

そういうふうに読めるっていう考え方もあるでしょうし、それ以外に、考えかたありますか。それだけですか。

例えば、そもそも原発再稼働ってというのは、市が意思表示する自体も市の権限に属する事務だっているように考えることも、考えられますよね。

逆にいうと協定書上そういうことで了解事項に那珂市って入ってくれば、市の意思表示が権限に属する意思表示ですよっていうふうに言えばいいんですよね。

いずれにしろ、2通りに読めるんじゃないかなと思うんですね。

聞かれた時にどう答えるかなんですけどね。

だから、これからの問題は、その協定書上に、那珂市の権限としてうたわれるかどうかで読み方が変わってくると思います。

そういう意味に皆さん思っていれば、それでいいですよ。

いろんな意見が違って、いやこれは入らない入るってやるよりも、一般的にみんなが思っ
てすんなり判るんであれば。

ですから、これ2月ですか。

1月ですか、パブリックコメントっていうのをやるんですね。

この条例案が出るわけです。

今後の手続きを言いますと、12月に議会に説明して、この骨子を説明して意見があったら、意見を踏まえて、その後、もう一回委員会あるんですけど。

予定で議会の意見を踏まえて、我々はそれを検討して、パブリックコメントを。議会はこれっていうことは反対意見を言ったとしても、一回とりあえずこちらに戻るんですね、ここでまた議論して、パブリックコメントしてから、市長に答申するんですか。

パブリックコメント自体は市長がやるから、市長にその前に答申するんですかね。

○事務局

市長の答申は、パブリックコメントを終わってからです。

○委員長

パブリックコメントはこの委員会がやることになるんですか。

○委員長

パブリックコメントするのは誰ですか、市がやるんですか。

そうすると、市は市長に答申してない状況でやるということでもいいですね。

その辺は取り扱い重要なので、また考えますが、事務局と相談します。

という、あらかじめスケジュールはそんな感じで、いずれにしろB委員が言ったように、市民は見ます、成案になる前に。

見て、ネットですかそれとも市民の広報とかやるんですか。

これもまだ考えてないかもしれないんですけど。

パブリックコメントのやり方。

例えば住民組織を活用してみんなに見てもらって自治会に回してもらおうとか、

○事務局

ホームページ上と市民協働課窓口と支所と図書館等。

○委員長

自治会にはいかないんですか。

自治会がこれ主要な条例上、出てくるんですけど、D委員いかがですか。

○D委員

恐らく自治会側がもらってもほとんど判らないで終わってしまうと思います。

○委員長

ですから、分かるように自治会側が協力していただけた方がいいじゃないですか。

こんなことだということで、こんなふうな内容になりそうだということです。

○D委員

読まないんです。

回覧板まわしても、

○委員長

自治会にフローチャート、図でも示してこんな形になりそうぐらい言った方がいいんじゃないですかね。

これは執行部と自治会が相談するしかないです。

○D委員

どうしようか迷っているんです。

市側へポイントのこれぐらいは入れて回覧版をしてくれというのか、それが迷っているんです。

○委員長

要するにあれですか。

自治会等を絡めてパブリックコメントしたほうがいいのかという意見ですか。

そういう意見ですか、いいんじゃないかという意見もありますか。

委員会としてはそんな意見ですが、やり方はまた議論するとして。

○事務局

パブリックコメントのやり方は決まっていますので、それにのっとって行います。

○委員長

あるんですか、わかりました。

じゃ他の意見ありますか。

なければ、一応これで今日皆さんからご意見たくさんいただきまして、骨子についても、

少し充実したというか、中身が変わってきていますのでそれまとめていただいて、議会に中間報告していただいて、議会のほうからいろんな意見があると思います。

それらを踏まえて、次回ということになりますので、よろしくお願いします。

それでは事務局の方にはい、どうぞ。

○C委員

すいません終わりかけのところ、このA3の用紙でいただいた中で、右側の四つ目のところに拘束力、持たせる検討っていうのがありますよね。

これがちょっと。

○委員長

これどうですかね。

この前、私の方で提案したんですけど、あまり意見がなかったの、いい意見じゃないのかなと思って無くなるじゃないかと思うんですけど。

○C委員

いや、理解できなくて、私も、何も言えなかったんですけども、

○委員長

これは議会が本当に住民投票の結果を尊重した場合には、議会が議決すれば、法的な拘束力を持つことができるということです。

つまり、例えば産廃がいいかどうかでなったら、ノーとなった場合に、それで尊重するわけですね。

ノーで、市長は知事に対してこれノーだよって言うのはいいんですけど、あるいは市長がいやみんなノーだけど、実際はあった方がいいって言うんだったら、あった方がいいと知事に言うかもしれませんよね。

それをそんなこと言わせないぞって、議会が議決すれば、長はそういう通知文書の中で、私はそういう訳で議会の議決に基づきノーといいますよってということなるということだけです。

そういうことが議会はできるんじゃないか、つまり議会は住民投票の中から、輪から外れているかもしれないってことを言う人がいるかもしれないんで、いやいや議会はこういう権限もありますよって、入れただけなんですね。

これ検討課題です。

皆さんがよければそれを中に入れてもいいかもしれませんが、余り少し、難しい技巧的過ぎたかもしれないので、こんな感じになってます。

はい、E委員。

○E委員

私もこの間は、この件でどう理解していいか判らなかつたんで、家で、地方自治法等、元になるものを見て検討してみたんですけども、これが法律上有効なものであると、思いますので、これを入れたら、よいかと思いますけど。

○委員長

じゃ入れますか。

一応これ入れると、日本の歴史が変わるんですけども、こういうことやったことがないという意味ですけどね、こういう提案も委員会の中であったけども、執行部と議会がよく相談してやってはどうかっていう感じに入れておきますか。

いいですか。どうぞ。

○事務局

はい、委員長すいません。

これ、この後も触れるとすれば、成立要件で整理しなかった場合は当然関係ないですよ。

○委員長

成立しないというか、議会が決めればいいんですよ。

議会が、これは大事だと。

○事務局

2分の1で成立しませんよと成立要件決めて、2分の1達しなくても、その結果によって、それは議会がいいでしょうということであれば、どうなるんでしょうか、その辺がどうなのかと。

○委員長

基本的には議会、これ成立しなければ尊重する義務がないわけですよ、尊重しないで議決して、尊重以上のことをすることは、論理的に矛盾しますから、通常は議決対象外ですよ。

○事務局

ですので今皆さん方は成立要件一応は五分五分ですけども、設けるとすれば、ここの部分は、今の段階ではちょっと考えられないんじゃないかと、ちょっと事務局で思ったものから、発言させていただきました。

○委員長

いや、考えられなくはないんですよ。

ただ入れることは、成立要件の絡みで、どうなのかなと思って。

成立したのしか、議会は議決しないですよ。

それを尊重以上に法的効果をもたらすようなことを議会が考えるときに、成立していないのに、成立していないのを、引っ張り出して議決するってことはまずあり得ないんですよ。

○事務局

市長はですね、49の方をとったと、いう場合、その今の96条の第2項があった場合には議会の判断になりますよね。

○委員長

そうですね。

○事務局

市長の判断は、違うことになりますね。

○委員長

違うことになって、議会の判断が最終判断になってそれに従って長は動かなければならないということになりますね。

自分に不本意だけれどもですね。

○事務局

ということは市長の見識としては、49 対 50 の重みという、バランスが均衡しているときに、必ずしも 50 の方が正しいとは限らないという判断して、49 を選択する場合もあると思うんですね、ですので、非常に厳しいのかなと思います。

○委員長

長は再議をかけることになりますね。

○事務局

もう一つ、96 条の第 2 項は拘束型ですけど、それは法律には、その法律だから、法律に反しないんですか。

憲法は拘束型はだめだというふうな解釈ですので。

○委員長

ですから住民投票の結果に法的拘束力持たせているんじゃないくて、議会の議決に法的拘束力を持たしているんですね。

間接的には住民投票に法的拘束力をもたらすことに外形上なりますけども、法的効果が表しているのは議会なんです。

議会の権限を強くしているだけですね。

誤解されないように言いますと、住民投票に直接法的拘束力を持たしているわけじゃないから、憲法上、自治法上は抵触しないんですけども、議会がそれを是認した場合、重きを置いて議会はこれは自治体の意思決定だということで、96 条 2 項の条例を議会と長が決めて、作った場合に行える住民投票の結果に議会が議決すれば、法的拘束力を持つことになるということになりますそれで気にいらなければ長は再議をかける。

再議をかけても、もう一回再議されちゃえば確定しちゃって、産廃廃棄物は、いいぞって仮に言った場合、知事としてはこれ議会で議決したことに反しているでしょうと言って、無視されちゃうっていうことですね。

ということなるということですよ。

いろんなことがパターンとしてあり得ますが、例えば、市長が反対、財政難なんで、反対している公共施設を市民が造りたいと、どうしても、住民投票かけましたと。

議会もそれ造った方がいいと。

莫大な大規模な公共施設を那珂市に造っちゃうとしますよね。

そういうとき市長はどう考えてもこれ市の財政パンクしちゃうよっていても、市が議決しなければ造っちゃうことだってあるんですね、造らざるを得ない場合があるんで、その場合は長が予算提案権を侵害しているんじゃないかっていうことで、是認議決する場合、前にやったと思いますけども、長の予算提案権を侵害するものは除くということにしているんですね。

そういうことがあり得ます。

ただ、イエスかノーかを意思表示するぐらいであれば、予算提案権は侵害しないんじゃないかということに構成しているんです。

いずれにしろこれは本当に、確定した見解ではない、一部の見解であるので、できないことは間違いなくないと思いますけども、やっているところは皆無ですね、全国的にです。

もし議会がそれがよければ、長と議論してよければいいんじゃないかっていう、特徴を持たせる場合には、こんなこともあり得るということです。

だから、参考程度でいいのかなと。

自分で提案しときながら言うんですけど。

提案して議会がそれいいなと思えば、それをやればいいのかなと思いますけど。

○E委員

いいですか。

はい、今の件に関しては、執行部の事務局の方からもそういう意見が出たので、市長の意見も、ここでは大事かなと言うことで、今こういう意見が出たということで、市長さんにも伝えていただいて、事務局と委員長さんで判断願えたらと思うんですが。

皆様は、いかがですか。

○委員長

そういうことで、その件はちょっと突飛な提案でもあったのでよく議論して決めていきたいと思います。

はい。

その他何かありますか。

なければこれで一応、第6回、随分、形が出てきました。

お疲れさまでした。

これで議会の方におかけして、また意見を踏まえて検討ということです。

事務局の方にマイクを戻します。

○事務局

次です、第7回の検討委員会なんですけども、当初予定してた回数よりちょっと1回程増えるんですけども、都合上、もしよろしければですね、12月18日ですね、12月18日から19日、委員会の方、一時半から開催したいと考えております。

場所はこの同じ場所ですね、全員協議会室を会場として、予定しておりますので、よろしくお願いたします。

はい、その次は、12月19日午後1時半からこの同じ場所で開催したいと思います。

○委員長

はい、第7回目は、12月19日金曜日の13時30分からということで、議会の審議を踏まえて、またご相談ということでお願いします。

○C委員

すいません。

多分、7回を追加して、それで8回は来年2月ごろになると思うんですけども、それで3月議会に提出するとか、何かスケジュール見たような感じなんですけど、その辺のスケジュール、ちょっと教えていただけますか、簡単に、

○事務局

第7回目でもう一度検討委員会を行いまして、その前にですね、今度の議会ですか、中間報告ということで報告しまして、第7回の検討委員会を行いまして、そのあとですね、1月にパブリックコメントをやるんですけども。

その前にですね、市の庁議というのをかけまして、1カ月ほどパブリックコメントを実施いたします。

その後、その意見を反映してですね、最後の検討委員会を、2月ごろ実施いたしまして、3月の議会に上程というふうに予定しております。

○C委員

そうすると第7回の12月19日前に中間報告を市長のほうにするわけですね。

○事務局

議会にします。

○事務局

申しおれましたが、市長ですか。

中間報告ということで、市長のほうに報告してございます。

委員長と副委員長で報告の方をしております。

○委員長

よろしいですか。

○事務局

はい、長時間にわたりありがとうございました。

これもちまして第6回の住民投票条例検討委員会を終了いたします。

本日はお疲れさまでした。